

整理番号	経-条申-3
------	--------

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当 (06-6615-3764)								
処分課(担当)名	同上								
処分の名称	大阪市国際戦略総合特別区域における事業の実績報告の認定等								
概要	事業計画の認定を受けた事業者が市税の軽減措置を受けるためには市長に対して毎年実績報告を行い、その実績報告について市長の認定を受ける必要があります。								
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例(平成24年11月20日条例第105号)第6条 (http://www.l.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) ・大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例施行規則(平成24年11月30日規則第246号)第9条 (http://www.l.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) ・大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例に係る実施要領第7条 (http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000369692.html) 								
審査基準	<p>1 特区地域進出等事業実績報告の認定</p> <p>○条例第6条第1項</p> <p>(1) 特区内において設置し、又は取得した設備又は不動産が認定特区事業の用に供されたこと等により認定特区事業が実施されていると認められること</p> <p>(2) 法人の市民税均等割の課税の特例に係る特区事業法人が本市内で実施する事業に占める認定特区事業の割合として市規則で定めるところにより算定した割合</p> <p>(3) 法人の市民税法人税割の課税の特例に係る特区事業法人が本市内で実施する事業に占める認定特区事業の割合として市規則で定めるところにより算定した割合</p> <p>(4) 事業所税資産割の課税の特例に係る特区事業法人が本市内で実施する事業に占める認定特区事業の割合として市規則で定めるところにより算定した割合</p> <p>(5) 事業所税従業者割の課税の特例に係る特区事業法人が本市内で実施する事業に占める認定特区事業の割合として市規則で定めるところにより算定した割合</p> <p>(6) 本市が組織する特区法第19条第1項に規定する国際戦略総合特別区域協議会の構成員であること</p> <p>(7) その他市規則で定める要件に適合するものであること</p> <p>○条例施行規則第9条第8項</p> <p>(1) 市税の滞納がないこと</p> <p>(2) 風俗営業等を本市内において営んでいないこと</p> <p>(3) 大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪府条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)(法第294条第1項第5号に規定する個人にあっては、同条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団密接関係者)に該当しないこと</p> <p>2 条例第6条第1項第2号に掲げる法人市民税均等割認定特区事業割合、同項第3号に掲げる法人市民税法人税割認定特区事業割合、第5号に掲げる事業所税従業者割認定特区事業割合の決定</p> <p>○条例第6条第2項(次のいずれかに適合する場合)</p> <p>(1) 前項の規定による報告の対象である事業年度(以下この項において「報告事業年度」という。)の末日において、特区事業法人に該当した法人であって、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下のもの、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもの又は会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社以外の法人であるものにあつては、同日において当該特区事業法人が本市内において常時雇用する者であつて市規則で定める者の数(以下「市内雇用者数」という。)が、第3条第1項の認定の日の属する事業年度の前事業年度(以下「計画認定前年度」という。)の末日における市内雇用者数に比べて減少していないこと</p> <p>(2) 報告事業年度の末日において、特区事業法人に該当した法人であつて、前号に規定する法人に該当しないものにあつては、同日において市内雇用者数が計画認定前年度の末日における市内雇用者数に比べて市規則で定める数以上増加していること</p> <p>○条例施行規則第9条第4項</p> <p>特区事業区内従業者数を報告年度区内従業者数で除して得た割合(特区事業区内従業者数が、報告年度区内従業者数から計画認定前年度における当該区内に有する事務所等の従業者の数を減じた数(当該数が0を下回る場合には、0とする。以下「報告年度区内増加従業者数」という。))を超える場合には、報告年度区内増加従業者数を報告年度区内従業者数で除して得た割合</p> <p>○条例施行規則第9条第5項</p> <p>特区事業市内従業者数を報告年度市内従業者数で除して得た割合(特区事業市内従業者数が、報告年度市内従業者数から計画認定前年度における当該市内に有する事務所等の従業者の数を減じた数(当該数が0を下回る場合には、0とする。以下「報告年度市内増加従業者数」という。))を超える場合には、報告年度市内増加従業者数を報告年度市内従業者数で除して得た割合</p> <p>○条例施行規則第9条第9項</p> <p>雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であつて期間の定めのない労働契約を締結しているもの</p> <p>○条例施行規則第9条第10項</p> <table border="0"> <tr> <td>資本金の額又は出資金の額</td> <td>市内雇用者数</td> </tr> <tr> <td>100,000,000円を超え1,000,000,000円以下である法人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>1,000,000,000円を超え5,000,000,000円以下である法人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>5,000,000,000円を超える法人</td> <td>20人</td> </tr> </table>	資本金の額又は出資金の額	市内雇用者数	100,000,000円を超え1,000,000,000円以下である法人	5人	1,000,000,000円を超え5,000,000,000円以下である法人	10人	5,000,000,000円を超える法人	20人
資本金の額又は出資金の額	市内雇用者数								
100,000,000円を超え1,000,000,000円以下である法人	5人								
1,000,000,000円を超え5,000,000,000円以下である法人	10人								
5,000,000,000円を超える法人	20人								
標準処理期間	特区地域進出等事業実績報告書: 60日以内								
経由日数									
提出先	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当								
提出時期	特区地域進出等事業実績報告書: 毎事業年度終了後5月以内								
提出方法	特区地域進出等事業実績報告書及び添付書類を提出してください。(郵送可)								
手数料	なし								
相談窓口	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当								
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000194706.html								
備考									